

①制度変更に伴う用語の解説

	名称	略称	内容
1	(企業型) 確定拠出年金	(企業型) DC	法人から職員のDC口座に掛金を拠出し、その資金を元に個人で投資を行い、貯蓄された積立金は、将来老齢給付金として受け取る制度。経費は法人が負担する(退職後は個人負担)
2	(個人型) 確定拠出年金	iDeCo	個人でDC口座に掛金を拠出し、その資金を元に投資を行い、貯蓄された積立金は、将来老齢給付金として受け取る制度。経費は個人で負担する
3	老齢給付金	DC給付金	受給年齢に達した後DC口座積立金より受け取る給付金。年金又は一時金又はその併用により受け取れる
4	確定拠出年金専用口座	DC口座	毎月法人が資金を拠出する職員個人のDC口座。「みずほ信託銀行」に法人が作成する
5	確定拠出年金手当	DC手当	DC掛金をDC退職金に増額出来る限度額。佐貫会は現行法的規定の上限額の45,000円/月に設定。 給与 = (基本給 - DC手当) + DC手当 - 選択金 + 既存手当。賞与や手当はDC手当控除前の基本給をもとに計算されるので、今般の改正には影響されない
6	確定拠出年金退職金	DC退職金	法人が退職金として、毎月10,000円を職員のDC口座に拠出する
7	確定拠出年金掛金上乗せ金	選択金	DC退職金に上乗せする掛金。DC手当(45,000円)の範囲内で勤続3年以上の職員が1,000円単位で設定できる。0円も可
8	確定拠出年金基準給与	(一般的に使用されない)	DC退職金 + 選択金
9	確定拠出年金掛金	DC掛金	確定拠出年金基準給与 × 100% 上限 (10,000円 + 45,000円) × 100% = 55,000円
10	確定拠出年金手当前払金	前払金	DC手当 - 選択金。選択金0の場合は45,000円。毎月の給与として支給される
11	確定拠出年金拠出限度額	DC拠出限度額	法で決められたDCの掛金総額の最高額。現在55,000円/月となっている
12	経過措置退職金		DC制度導入時に在籍し、その時点で退職金受給の権利有する職員に対し、制度開始前日に退職したとした場合の退職金を、現行退職金規定に応じて退職時に現金にて支払うもの
13	経過措置調整金		DC制度導入時に在籍し、その時点で退職金受給の権利を有しないが、1年以上在職している職員に、制度開始前日に基本給と調整金率に応じた調整金を退職時に現金にて支払うもの